

第 3 5 3 回

高知県議会臨時会会議録

令和 2 年 5 月 22 日 開会

令和 2 年 5 月 27 日 閉会

高 知 県 議 会

第353回高知県議会（5月）臨時会日程

月 日	曜 日	会 議	行 事
5月22日	金	本会議	開会 新任委員長並びに職員の紹介 会期の決定（6日間） 緊急事件の認定 特別委員会調査事件についての中間報告 議案の上程9件（予算2、条例2、報告5） 提出者の説明 濱田知事
23日	土	休 会	
24日	日	休 会	
25日	月	休 会	
26日	火	本会議	質疑 依光議員 坂本議員 岡田議員 西森議員 大石議員 委員会付託
			委員会審査
27日	水	本会議	委員会審査 委員長報告 採決 緊急事件の認定（議発第1号） 議案の上程 採決 緊急事件の認定（議発第2号） 議案の上程 採決 閉会

第353回高知県議会臨時会会議録目次

招集告示	1
議員席次	1

第1日（5月22日）

出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者	3
事務局職員出席者	4
議事日程	4
諸般の報告	4
新任委員長並びに職員の紹介	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
緊急事件の認定、特別委員会調査事件についての中間報告	5
桑名新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員長	6
議案の上程、提出者の説明	9
濱田知事	9

第2日（5月26日）

出席議員	13
欠席議員	13
説明のため出席した者	13
事務局職員出席者	13
議事日程	13
質疑	
依光議員	14
1 感染拡大防止対策（PCR検査体制や医療体制と今後の対策、休業等要請協力金の申請事業者数、休業等要請の成果、保健衛生用品などの情報集約や物資調達）について	14
2 経済対策（経済回復に向けた道筋、新型コロナウイルス感染症対策雇用維持促進特別融資制度への期待、旅館・ホテル業・バス事業への支援、アフター	

コロナ時代に向けた中小企業や地域の事業者などへの支援) について……………	16
3 教育 (G I G Aスクール構想を含む教育手法の工夫、今後の取り組み) につ いて……………	17
4 避難所の対策 (新型コロナウイルス感染症への対応) について……………	17
5 生活困窮者への支援 (生活福祉資金の貸し付け状況と支援策への取り組み) について……………	17
濱田知事……………	18
沖本商工労働部長……………	20
鎌倉健康政策部長……………	20
堀田危機管理部長……………	21
平田教育長職務代理人……………	21
福留地域福祉部長……………	22
依光議員……………	23
坂本議員……………	23
1 P C R検査と医療体制の強化 (P C R装置の追加による受検のしやすさ、感 染拡大リスクの高い職場の職員への受検環境整備、一般医療機関の院内感染 防止策、抗原検査や抗体検査の導入、軽症者等宿泊療養施設の事前訓練、衛 生環境研究所職員の特殊勤務手当) について……………	23
2 大学における学生の学びの継続支援 (県内大学における措置、奨学金給付ま での授業料納付猶予、途中退学者の復学、学生支援緊急給付金を活用した支 援) について……………	24
3 学校休業に伴う学びの保障 (学校に適応するための支援策、厳しい環境にい る子供を中心とした保障実現、教職員へのサポート、部活動等の成果発表の 場) について……………	25
4 経済影響対策 (文化芸術団体等への支援、休業等要請協力金の対象事業者、 休業要請対象の拡大、自粛等要請の仕方とわかりやすさ) について……………	25
5 新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会の要請について……………	26
濱田知事……………	27
鎌倉健康政策部長……………	29
君塚総務部長……………	29
岡村文化生活スポーツ部長……………	30
平田教育長職務代理人……………	30
沖本商工労働部長……………	32
堀田危機管理部長……………	33
坂本議員……………	33
濱田知事……………	33
岡田議員……………	34

- 第1号 令和2年度高知県一般会計補正予算
第2号 令和2年度高知県県営林事業特別会計補正予算
第3号 知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
第4号 高知県税条例の一部を改正する条例議案
報第1号 令和元年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
報第2号 令和2年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
報第3号 令和2年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
報第4号 令和2年度高知県病院事業会計補正予算の専決処分報告
報第5号 高知県税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告



午前10時開議

○議長（三石文隆君） これより本日の会議を開きます。



質 疑

○議長（三石文隆君） 直ちに日程に入ります。

日程第1、第1号「令和2年度高知県一般会計補正予算」から第4号「高知県税条例の一部を改正する条例議案」まで及び報第1号「令和元年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」から報第5号「高知県税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告」まで、以上9件を一括議題とし、これより議案に対する質疑を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

17番依光晃一郎君。

（17番依光晃一郎君登壇）

○17番（依光晃一郎君） 自由民主党を代表して質問させていただきます。

まずもって、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになりました高知県内3名の皆様の御冥福をお祈りいたします。また、現在治療中の皆様が早期に回復されますことを心よりお祈りを申し上げます。

さて、ことしは東京オリンピック・パラリンピックの年として誰もが好景気を想像し、その好景気の波は高知県にまで届いて、高知県にとっても、輝かしい一年になるだろうと考えていたのではと思います。しかし、2月28日に県内で初めて感染者が確認され、4月9日には高知新聞で10万人当たりの感染者数が全国で5位と報道されるなど、危機的な状況となります。幸いなことに、全国的な感染拡大が広がる中、高知県は新型コロナウイルスの抑え込みに成功し、4月29日からは陽性患者の発生がゼロとなりました。

高知県の対応は、濃厚接触者を聞き取りにより正確に把握することで無症状感染者を見つけ出し、早期に対処する、まさにお手本で、爆発的な感染拡大を防ぐことに成功したと言えます。困難な状況の中、身の危険を顧みずに働いていただいた医療関係者を初め、行政、民間の皆様方に心よりの感謝を申し上げたいと思います。

今後は、感染拡大の第2波、第3波に備えた対応に万全を期して取り組んでいかねばなりません。そもそも、なぜこのような状況となったのでしょうか。それは、新型コロナウイルスの厄介な特性である、発熱やせきの症状がない無症状の感染者を生み出すことが原因で、社会が気づかないうちに感染者をふやし続けているのです。

そこで、国は無症状感染者からの感染を防ぐ

ため、新しい生活様式という、人との間隔をできるだけ2メートルあける、マスクをつける、手洗いを頻繁に行う、他県への移動を控えるなどという対応を呼びかけました。この新しい生活様式は、国民の行動変容を求めるもので、高知県にとっても、経済への影響はもちろん、宴席での皿鉢料理や返杯、献杯が禁止されるなど、高知県の象徴的なおきやく文化まで変化が避けられません。また、教育現場、部活動も含めたスポーツ・文化行事にも影響を与え、いわゆるアフターコロナという新たな時代がスタートしたのだと感じます。

今回の臨時議会では、債務負担行為も含めて130億円の補正予算を審議いたしますし、2月議会での追加提案や、さきの専決処分も含めれば、総額約311億円という大きな対策予算が計上されています。しかしながら、アフターコロナの時代を乗り切っていくためには、これまでの対策に加え、より一層の対策が必要となってくるものと考えます。高知県民の健康と経済、そして文化を守るために、自民党会派としてしっかりと議論を深めさせていただきたいと思っております。

まず、新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波に備えた高知県の医療体制についてお聞きをいたします。先ほども述べましたが、高知県の感染者数が危機的状況を脱したという成果は、非常に頼もしく感じるどころです。しかし、第1波を乗り越えた医療体制を振り返ると、ぎりぎりの綱渡りであっただろうと感じます。4月に国が示した高知県の最大感染者数の想定は、重症者数50人、中・軽症者数1,500人ということでしたが、今後の備えでは、この想定を一つの目安として準備をしておく必要があるのではと思います。

そこで、第2波、第3波に備え、県内のPCRの検査体制や、医療機関での病床の確保、中・軽症者のための病床や宿泊療養施設の準備と

いった医療体制について、今後の対策とあわせて知事にお聞きをいたします。

次に、県の休業要請の成果についてお聞きをいたします。高知県は、4月24日から5月6日までのゴールデンウィーク期間中に、接待を含む飲食店などの業種に休業や営業時間の短縮の要請を行いました。

この要請期間中に、県内で休業等に応じ、休業等要請協力金の申請を行った事業者がどれくらいあったのか、商工労働部長にお聞きをいたします。

また、休業等の要請に応じた飲食事業者の皆様などの御協力の結果として、感染拡大を防ぐことはできたのでしょうか。私は、この要請によって感染拡大がかなり抑えられたのだと考えていますが、健康政策部長にその見解をお聞きいたします。

次に、マスクなどの在庫情報についてお聞きをいたします。高知県は、県内のマスクや消毒液などの保健衛生用品の不足状況について把握し、足りない施設には、多目に備蓄していた市町村の備蓄物資を届けるなどの対応をとりました。このことは、高知県の感染拡大を防ぐ上で大きな成果があったものと思います。しかし一方で、介護事業所や公共交通を担うバス会社にお聞きすると、こうした保健衛生用品については、備蓄品や県を通じた供給等により賄っていたものの、安定調達ができる見通しが立たない中で、不安を抱えながら事業を行っていたとのこと。

現在は一時期ほどの不足状況にはないというお話も聞いていますが、私は、マスクや消毒液などの県内における在庫情報について県庁の部局をまたいで把握できる仕組みが必要で、今ある仕組みを改良することで次なる危機に備えることができるのではと思います。

そこで、介護や福祉、公共交通など県民生活

に不可欠な事業において、保健衛生用品などの不足に対応するための情報の集約や物資の調達についてどうか、危機管理部長にお聞きをいたします。

次に、経済対策についてお聞きをいたします。

高知県内の事業者の皆様から聞くところによると、3月くらいから売上減少が深刻となり、前年同月比で9割の売上減となった事業所も出るなど、これまでに経験したことのない落ち込みとのことでした。さらに、これから6月にかけて事業の継続が難しくなる事業所も多く出るのではと危惧するところです。また、4月16日からの全国を対象とした緊急事態宣言は5月14日に解除となったものの、まだまだ気を緩めてはいけなさと自粛のムードが続いており、売り上げがコロナ前の水準まで戻るのにはかなり先になるだろうと思います。

私は、今回の経済悪化は経済学で言われる景気循環による不景気やリーマンショックの不景気とは次元の違う、戦後最大の経済危機だと認識しております。そうであるならば、これまでとは違った考え方で対策を練らなければなりません。私は、高知県の経済を救うためには、高知県経済の核となる事業所には行政がお金を渡すという、これまで禁じ手であった現金給付型の支援を行うなど、もっと踏み込んだ手法も取り入れながら戦略的に施策を実行するべきだと考えています。

そこでまず、本県経済の回復に向けた道筋をどのように考えているのか、知事にお聞きをいたします。

次に、制度融資についてお聞きをいたします。高知県は、新型コロナウイルス感染症による経済へのダメージを抑えるために、独自の緊急融資制度を3月24日から設け、苦境の事業者への金融支援を積極的に行いました。この緊急融資制度を申し込まれた事業者は延べ2,412者に上

り、約798億円の融資が認定されています。私は、県内の中小企業等の逼迫した資金需要に対し、国の制度を待たずにスピーディーに対応していただいたことにとっても感謝をしております。

今議会においては、さらなる対策として、新型コロナウイルス感染症対策雇用維持促進特別融資の創設を提案されていますが、この融資制度によってどのようなことが期待されるのか、商工労働部長にお聞きをいたします。

次に、旅館・ホテル業、バス事業への支援について特にお聞きをいたします。私は、今回の新型コロナウイルス感染症で影響を受けた事業の中でも特に旅館・ホテル業、バス事業については、県としてしっかりと支える必要があると思っております。旅館・ホテル業は観光振興のかなめであり、バス事業は観光振興に加え、中山間地域も含む県内公共交通のかなめです。コロナウイルス収束後の高知県経済V字回復のためには、この2つの事業の存在が欠かせません。

加えて、新しい生活様式ということで、県外との交流については現在自粛が要請されていますが、このことは、旅館・ホテル事業者、バス事業者の事業継続にとって大きな痛手です。県では、高知県観光リカバリーキャンペーン協力の創設やバス運行対策費補助金の拡充をしようとしていますが、もう一段の対策が必要ではないかと考えるところです。例えば、旅館・ホテル業については、県境を越えた移動の自粛が求められている期間中の協力金の支給や、バス事業者については、運転手の雇用を守るための雇用対策給付金の支給などが考えられないでしょうか。

そこで、高知県経済のV字回復を担う旅館・ホテル業、バス事業への支援についてどうか、知事にお聞きをいたします。

次に、アフターコロナの時代の産業振興についてお聞きをいたします。新しい生活様式の実

践が求められるアフターコロナの時代にあつて、高知県の中小企業は、感染症への新たな対応を考えた上で商売を立て直す必要があります。県は、3密を防ぐための店舗の改装や衛生対策に要する整備、またテイクアウトやデリバリー、通販などの新しい販路拡大の取り組み、さらにはオフィスでのテレワーク導入などを支援するためのさまざまな補助金の創設を、今議会に提案しています。

今後も県として、中小企業や地域の事業者等がアフターコロナの時代に事業を継続し、売り上げを伸ばしていけるよう支援していく必要があると思うがどうか、知事にお聞きをいたします。

次に、教育についてお聞きをいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響は、教育の分野にも大きな影響を与え、感染症から子供たちの健康を守りつつ、子供たちの学ぶ機会をどうやって守っていくのか、難しい課題が突きつけられています。今回の臨時議会では、GIGAスクール構想に基づき、学習用タブレット端末を家庭でのオンライン教育で活用すべく、整備を加速させるための予算案が計上されたところです。

今後も、新型コロナウイルスの第2波、第3波が想定される中、感染症から子供たちの健康を守りつつ、子供たちの学ぶ機会を充実させるために、GIGAスクール構想も含め、学校現場ではどういった工夫で乗り切っていこうとしているのか、教育長職務代理者にお聞きをいたします。

ICTを活用した教育の充実を加速化させる一方で、学校教育とは、そもそも多くの児童生徒が集団生活を通じて、時にはぶつかりながらも学び合うものであつて、オンライン教育を導入すれば全て解決というものではないのだと思います。アフターコロナという新しい生活

様式が学校現場にも求められる中にあつても、オンライン教育では学べない学びも学校教育には求められているものと思います。

今後、どういった考え方で高知県の教育を守っていこうとしているのか、教育長職務代理者にお聞きをいたします。

次に、災害時の避難所運営についてお聞きをいたします。これから梅雨の時期、台風の時期となる高知県にとって、災害から身を守るための避難所開設はいつ起こっても不思議ではありません。新型コロナウイルス感染症への対策は、避難所の運営でも重要な課題となっています。

高知県の避難所におけるコロナ対策について、市町村と一緒に早急に対策を練らなければなりません。今後どのように取り組んでいくのか、危機管理部長にお聞きをいたします。

最後に、経済的に困難な状況に陥った方々をどうやって助けていくのか、お聞きをいたします。新型コロナウイルス感染症の拡大により経済的に困難な状況に陥った方々に対しては、国や県の手厚い支援により、生計を維持するための貸付制度が拡充されたほか、収入の減少により住居を失うおそれのある方への住居確保給付金が支給されており、県民からの問い合わせが寄せられる県や市町村等の職員の努力もあつて、多少の混乱はありつつも成果が上がってくるものと思います。

しかし、今回の不況は、感染症を原因としたものである以上長期化が避けられず、残念ながら倒産や廃業となる事業所や労働者を解雇せざるを得ない事業所は今後も出てくるものと思われる、こうした事情からの収入減によって経済的に困難な状況に陥った方々への生活支援は引き続き重要であると考えます。また、大学や専門学校で学ぶ学生が経済的な理由から退学を選ばざるを得ない状況や、新卒採用が減り就職浪人が多数発生するような状況も想定され、若者へ

の対策も急がれるところです。私は、こうした方々に対し、貸し付けや給付金などの支援がしっかりと届くことがまずは大切で、そのための体制をしっかりととっていただきたいと思います。

これまでも、これらの支援策については、申請窓口となる市町村や関係機関において対応強化が進んでいますが、特にニーズが高いと思われる生活福祉資金の貸付状況と、今あるさまざまな支援策をしっかりと届けるために県としてどういったところに注力して取り組んでいるのか、あわせて地域福祉部長にお聞きをいたしまして、私の第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 依光議員の御質問にお答えをいたします。

まず、PCRの検査体制や医療体制について、今後の対応とあわせてお尋ねがございました。

本県におきますPCR検査につきましては、これまでの間、医師が必要と認めたにもかかわらず検査をお断りしたという事例はございません。ただ、今後のさらなる大きな感染の波に備えるために、検査体制のさらなる充実が必要と考えております。

このため、既に専決処分させていただきました補正予算によりまして、衛生環境研究所にPCR装置を1台追加し、1日当たりの最大検査可能数をこれまでの144件から216件にふやすことにいたしております。また、現在国において、唾液を検体に使いますPCR検査法の検討が進められております。これまでよりも安全かつ簡便に検体採取ができるこの方法が認められた場合には、県として適切に対応ができるように体制を構築してまいります。

次に、入院医療の体制につきましては、これまで74名の入院患者を受け入れる中で、一時相当逼迫をしたことがございました。このため、今後の波に備えまして、これまで以上の患者数

の増加に対応できるように空床補償の制度も活用しながら、本日までにベッド数で計166床を確保したところでございます。従前77床という水準でございましたから、倍増以上の水準を確保いたしましたところでございます。

あわせて、高知医療センターを重症者、中等症者の診療の重点医療機関に指定をいたしますとともに、いざというときに重症患者の治療に必要な医療機器や医療人材を集約いたしません連携体制を構築いたしているところでございます。

また、宿泊療養の施設といたしまして、軽症者、無症状者を受け入れるやまももは、当面の間確保することといたしております。さらに、今後感染拡大のおそれが生じた際に速やかに受け入れができますよう、現在民間ホテルを借り上げる準備を進めているところでございます。

次に、経済の回復に向けた道筋についてお尋ねがございました。

経済影響対策につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化することを見据えまして、1つには事業の継続と雇用の維持、2つには経済活動の回復、3つ目には社会構造変化への対応という、この3つの局面に応じた取り組みを同時並行的に展開していく必要があると考えております。

まず、事業の継続と雇用の維持についてでございます。これまでに、県独自の融資制度あるいは休業等への協力金を創設するなどの措置を講じてまいりました。さらに、今議会では公共交通を維持するための補正予算なども提案をさせていただいております。今後とも、金融機関や市町村などと連携をいたしまして、厳しい状況にあります事業者の皆様の経営と雇用をしっかりと守ってまいります。

次に、経済活動の回復と社会構造変化への対応についてでございます。人の移動が制限され

ている段階では、まずは県内でつくられた商品を県内で消費をいたします、いわゆる地消の取り組みをより強化していくことが大切です。その上で、事態の収束を見据えまして、観光需要の早期回復に向けた準備でございますとか、いわゆる新しい生活様式の実践に取り組む事業者への支援も、手拔かりのないように進めていく必要がございます。

今月の15日には、産業振興推進本部内に、より機動的にかつ全庁的に経済影響対策を検討、実行するための、特別経済対策プロジェクトチームを立ち上げたところであります。今後、このプロジェクトチームを司令塔といたしまして、これまでの施策の検証と新たな施策の立案を進め、経済影響対策を一層充実強化し、迅速かつ強力で推進してまいります。

次に、旅館・ホテル業とバス事業へのもう一段の対策につきましてお尋ねがございました。

旅館・ホテル業やバス事業は観光振興や県内公共交通のかなめであるとのお話がございましたが、私もまさしくそのように受けとめております。それぞれの業界団体の皆様からも、県に対しまして、経営支援に関します御要望をいただいております。今議会には、これらも踏まえまして、観光キャンペーンや路線バスの運行支援などに関します予算を提案させていただきました。

業界の皆様の御要望を踏まえたさまざまな新型コロナウイルス対策を立案してまいります上では、スピード感と十分な規模感を持って対応することが何より大切でございます。一方で、県の限られた財政事情の中では、特に規模感という点につきましては抜本的な対応が難しい、そういう面もございます。

そのため、まずはさまざまな事業者の皆様の資金需要にお応えをしますように、3月には国に先行して新型コロナウイルス感染症対策資金

の融資制度を創設いたしました。また、今月からは全国統一の新たな融資制度を活用いたしまして、事業継続や雇用の維持などに関しまして切れ目のない支援に取り組んでおります。

加えまして、御指摘にもございましたように、旅館業や旅行業、運輸業などは、県境をまたいだ人の流れをとめたことなどによりまして、早い段階から大きな影響を受けて、苦境に立たされております。このことを国としてもぜひ重く受けとめていただきたい。その意味で、例えばこれらの事業者の資本強化策、具体的には中小企業などに対します支援ファンドの組成などを含めまして、国において抜本的な経営支援策を講じていただくように、全国知事会などとも連携して国への政策提言を重ねてきているところでございます。

このように、個々の自治体では対応に限界がある課題あるいは自治体が対策を進めるための財源確保などに関しましては、引き続き国に対して強く訴えてまいる所存であります。あわせて、県といたしましても、先ほどの特別経済対策チームを中心に、さらなる事業者向けの対策やV字回復のための施策につきまして検討をし、実行に移してまいりたいと考えております。

最後に、アフターコロナの時代に向けました中小企業や地域の事業者などに対します支援についてお尋ねがございました。

県内の中小企業や地域の事業者の皆様に、アフターコロナの時代にしっかりと事業展開を行っていただくには、何よりも今ある危機を乗り越えていただくことが肝要でございます。このため県では、思い切った融資制度の創設などにより資金繰りの支援をいたしておりまして、現時点では県内で新型コロナウイルスの影響による倒産は発生していないというふうに伺っているところでございます。

今後は、平時に戻った際の着実なV字回復を見据えまして、感染症の拡大防止、そして社会経済活動の両立につながりますような新しい生活様式に対応する取り組みへの支援も充実をさせてまいります。まずは、お話にもございました、テークアウト、デリバリー、通信販売などによります販路の拡大でございますとか、テレワークの導入などによる取り組みに対しまして、商店街や商業者のグループ、さらには宿泊、運輸・運搬関係の事業者の方々への積極的な支援を行い、それらの定着を図ってまいりたいと考えておりまして、関連の予算を今回御提案いたしております。あわせまして、海外を含めた地産外商の強化でございますとか、観光キャンペーンと連携をした新たな販路拡大の支援にも、進取果敢に取り組んでまいりたいと考えております。

引き続き、県内の事業者の皆様や関係団体との連携を密にいたしまして、幅広い御要望にお応えできるようにしっかりと取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

(商工労働部長沖本健二君登壇)

○商工労働部長(沖本健二君) まず、休業等要請協力金の申請事業者数についてお尋ねがございました。

協力金の申請は、今月1日から受け付けを開始しておりまして、昨日の時点で3,128件の事業者から申請をいただいております。申請の受け付け期間は来月15日までとなっておりますので、今後さらに申請数は増加していくものと見込んでおります。

県内の厳しい経済情勢を踏まえ、一日も早く事業者の皆様のお手元に協力金が届けられますよう、引き続きスピード感を持って取り組んでまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策雇用維

持促進特別融資制度への期待についてお尋ねがございました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、旅館、ホテル、飲食業を中心に、県内事業者は極めて厳しい状況に置かれております。こうした事業者の皆様への資金需要に対しましては、今月1日に国が新たに創設いたしました全国統一の融資制度や日本政策金融公庫の特別貸し付け等により、幅広く対応できるものと考えております。一方で、多数の従業員を抱える事業者においては、県と公庫の融資制度に加えて雇用調整助成金や持続化給付金を活用してもなお事業を継続し雇用を維持するためには、より多くの資金が必要となるとの声もお聞きをしております。

今回提案させていただきました特別融資制度は、こうした事業者の大口の資金需要に対応できますことから、事業の継続と雇用の維持に大きく貢献するものと期待をしております。また、今回の制度は、それぞれの事業者の経営状況に精通いたしました金融機関が、協調融資という形で一定のリスクを負担しつつ主体的に関与することで、そのノウハウを最大限に生かしたきめ細かな対応ができるものと考えております。

(健康政策部長鎌倉昭浩君登壇)

○健康政策部長(鎌倉昭浩君) 飲食事業者などの協力の結果として感染拡大が抑えられたと考えるがどうかのお尋ねがございました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するためには、密閉、密集、密接のいわゆる3密の状況をつくらないなど、可能な限り人と人との接触を減らすことが重要です。そのため、大勢の人が出かけ、集まり、人と接する機会が高まるゴールデンウィークにおける行動が心配されましたが、多くの事業者の皆様にご協力いただいたことで、人と人との接触機会の減少につながりました。加えて、昼夜を問わない不要不急の外出や帰省や旅行などによる他県との

往來の自粛などへの県民の皆様の御協力も、感染拡大の防止につながったと考えております。

御協力くださいました事業者の皆様、そして県民の皆様には、深く感謝を申し上げます。

(危機管理部長堀田幸雄君登壇)

○**危機管理部長(堀田幸雄君)** まず、保健衛生用品の在庫情報の集約や調達についてお尋ねがございました。

新型コロナウイルスの感染拡大により、マスクや消毒液などの感染対策に必要な物資の需要が急速に拡大し、このような中においても業務の継続が求められる事業者の皆様が、必要な物資を十分購入できない状況が発生しました。そのため県では、補正予算により購入した物資や、国などから支給された物資、国の優先供給スキームを活用して確保した消毒液などを、医療機関や高齢者福祉施設、保育園などの、感染によるリスクが高い方々が利用されている施設に対して優先的に支給、あっせんをしております。

一方、公共交通機関や食料品小売業者などに対しては、県から積極的な情報収集を行っておりませんが、事業者から物資が確保できず困っているとの情報をいただき、販売業者の情報提供をした事例もありました。

こうしたことから、今後は県民生活の維持のため継続が求められる事業者につきましても、業界団体などを通じて情報を収集し、全庁で共有しております。また、必要な物資が調達できない場合には、購入可能な業者をあっせんするなど、事業者の皆様が安心して業務を継続していただけるよう支援してまいります。

次に、避難所におけるコロナ対策をどのように取り組んでいくのかのお尋ねがございました。

災害時の避難所においては、密室に多くの方々の避難が想定され、3密の環境が生じるおそれがあるため、早期に対策を講じる必要があると

認識をしています。

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、県議会の新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会からは、避難所の確保や避難生活のあり方等について検討するよう、知事に要請がなされています。また、国からも4月上旬に、避難所における感染症対策を徹底するよう通知がありました。

県では、5月1日に市町村に対して、可能な限り多くの避難所を開設することや、避難所の衛生環境を確保すること、あらかじめ住民へ周知しておくべき事項を整理することなどについて、早期の対応をお願いしています。市町村においては、現在体温計、マスク、消毒液、間仕切り等の資機材の整備について検討をいただいております。県としても、こうした環境整備に対して財政的な支援を実施することとしています。

今後も、保健所と連携した説明会を開催するほか、市町村の対応状況を把握し、対策がなされている場合には必要な支援を行うなど、市町村と連携して取り組んでまいります。

(教育長職務代理者平田健一君登壇)

○**教育長職務代理者(平田健一君)** まず、今後の新型コロナウイルスの感染拡大に備えた学校現場での教育手法の工夫についてお尋ねがございました。

本県では、昨日までに2週間程度の準備期間を経て、県内の小・中・高等学校及び特別支援学校が再開し、子供たちが元気に学校で学ぶ日常が戻ってきました。これで安心することなく再度の感染拡大を想定し、その際の学校教育活動の継続に備えておくことが大変重要であると考えています。

今回の臨時休業に際しても、各学校で工夫され、準備期間や登校日等を活用して、家庭学習の支援のための教材等を用いた休業中の学習指

導が行われてきました。また、一部の学校では、子供たちが自宅にいながらオンラインでホームルーム活動や授業を実施するなどの取り組みも行われました。

県教育委員会としても、教育センターのホームページに家庭学習支援動画ライブラリーを開設し、指導主事等が作成した授業動画を配信してまいりました。5月22日時点で、計107本の教材に計5万1,000を超えるアクセスがあり、一定の効果があったと感じておりますし、希望する児童生徒の参加による遠隔授業を実施するとともに、各校への展開に向けたノウハウの蓄積も行っております。

今後、まずは国が示す学校の新しい生活様式を踏まえ、子供たちの健康、安全を第一に考え、極力感染リスクを低減しながら、臨時休業に伴う学習のおくれ等を補うため、行事の精選や指導内容の工夫等も図りつつ、学校における教育活動を進めてまいります。

一方で、第2期教育大綱では、新しい基本方針にデジタル社会に向けた教育の推進を掲げており、本年度から必要な機材の整備に加え、ICTを活用した一人一人に最適な学びの実現に取り組むこととしています。今回の臨時休業においてもICTの活用は学校教育の継続に大変有効であったと考えており、今議会において提案させていただいているGIGAスクール構想の実現に向けた県立学校のタブレット端末の整備等に早急に取り組んでいきたいと考えています。

今後、再度の感染拡大の際には、こうした機材を自宅でも利用できるようにすることで、子供たちの学びが途絶えることのないよう、また心身や生活状況の把握につながるよう、しっかりと準備をしております。

次に、新型コロナウイルスの影響を踏まえ、今後こういった考え方で本県の教育を守ってい

くかについてお尋ねがありました。

今後の学校運営は、感染症対策を徹底した新しい生活様式を前提に取り組んでいくことが必要となりますが、議員御指摘のとおり、子供たちが学校において教員や友人との関係の中で学ぶことは、知・徳・体の調和のとれた生きる力の育成に欠かすことのできないものです。

今年度からスタートした第2期教育大綱においては、チーム学校の推進による主体的・対話的で深い学びの実現に向けた指導の充実や、地域との連携・協働による探究学習の推進、規範意識・自尊感情など豊かな心を育む取り組みの充実、健康・体力の向上等を図っていくこととしています。こうした教育大綱に基づく取り組みを、ICTを活用した教育と新しい生活様式を前提とした学校の教育活動の双方で補い合いながら実践していくことが、今後の学校教育に求められていると考えております。

県教育委員会としては、学校の新しい生活様式の中で、教員の教科等の指導力の向上や、道徳科の授業の質的転換、家庭や地域と連携した健康教育の充実等に取り組んでまいります。また、遠隔授業における主体的・対話的で深い学びの実現に向けた指導方法や、タブレット端末等を活用した児童生徒同士の協働学習のあり方についても研究を深めてまいります。

こうした取り組みを通し、新型コロナウイルスの脅威がある中でも学びの充実を図り、本県の教育をしっかりと守ってまいります。

(地域福祉部長福留利也君登壇)

○地域福祉部長(福留利也君) 生活福祉資金の貸付状況と支援策をしっかりと届けるための取り組みについてお尋ねがございました。

今回の生活福祉資金の特例貸し付けの状況は、先週末の5月22日現在で、緊急かつ一時的な生活資金となる緊急小口資金が4,388件で7億2,000万円余り、また生活再建までに必要な生

活資金となる総合支援資金が1,007件で5億3,000万円余りとなっております。このうち緊急小口資金については、3月25日の受け付け開始以降4月に入って徐々に申請件数が伸び始め、5月の連休前の申請をピークに、先週も1日当たり平均で80件程度の申請が出ております。この貸付制度の周知については、県や県社会福祉協議会のホームページを初め、テレビ、ラジオ、新聞などのマスメディアによる広報やコンビニにチラシを置いていただくことなどを通じて、きめ細かく行っているところです。

あわせて、申請受け付けから貸し付けまで迅速な対応が求められております。そのため、申請の窓口を担っていただいている県と市町村の社会福祉協議会を初め関係機関の御協力により、より多くの受け付けが可能となります。郵送での受け付けや事務処理の効率化などに取り組んでいただいているところです。その結果、現在緊急小口資金については、受け付けの日から4から5営業日以内の貸し付けが行えています。

議員御指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症を原因として経済的に困窮な状況に陥った方々への支援は長期化することが見込まれています。県としましては、引き続き関係機関と連携して、生活福祉資金の貸付制度を初めさまざまな支援策が必要な人に行き届くよう、制度の周知と迅速な対応に努め、生活の立て直しを支援してまいります。

○17番（依光晃一郎君） それぞれ御答弁ありがとうございました。

1点だけ、質問ではございませんが、経済対策の部分で知事から、中小企業を助ける、資本を支援するような、そんなファンドのスキームのお話がありまして、非常に期待できていると思っております。議会としてもしっかりと支えていきたいということをお誓い申し上げまして、私の一切の質問といたします。ありがとうございます。

ました。（拍手）

○議長（三石文隆君） 暫時休憩いたします。
午前10時44分休憩



午前10時50分再開

○議長（三石文隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑を続行いたします。

32番坂本茂雄君。

（32番坂本茂雄君登壇）

○32番（坂本茂雄君） 冒頭、県民の会といたしましても、このたびの新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、御遺族の皆様にお悔やみを申し上げます。また、罹患された方々や御家族、関係者の皆様にも心からお見舞いを申し上げます。

そして、感染リスクと隣り合わせで献身的な努力をされている医療従事者の皆様を初め、感染リスクと向き合いながら、感染症の拡大を抑制する、お互いの命を守る、お互いの生活を守ろうと日々活動されている全ての県民の皆さんに敬意を表します。

今、私たちの生存権は、ウイルス感染と生活破綻によって脅かされるという危機にさらされています。このことによって生命を脅かされる県民を一人でも減らすための高知県の施策の拡充を一層図りたいとの思いで、順次質問をさせていただきます。

そこでまず、PCR検査と医療体制の強化について知事にお尋ねします。

PCR検査については、医師が判断し紹介受診票を作成すれば受検できるとおっしゃっておりますが、一般の方の相談目安が重視されるなど、医師が必要との判断に至らず、何らかの